
一般社団法人ふくしま総合災害対応訓練機構 定款

平成 31 年 3 月 20 日 作成
平成 31 年 4 月 1 日 設立

第1章 総則

第1条 (名称)

本法人は、一般社団法人ふくしま総合災害対応訓練機構（英文表記：Fukushima Emergency Response Training Institute）（以下、「本法人」という。）と称する。

第2条 (所在地)

1. 本法人は、主たる事務所を福島県南相馬市に置く。
2. 本法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止とする場合も同様とする。

第3条 (目的)

本法人は、福島復興、防災立国日本の実現、危機管理能力の高い日本人の育成の実現に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 災害対応訓練事業
- (2) 修了証発給事業
- (3) 防災コンサルティング事業
- (4) 研修訓練プログラム開発事業
- (5) 講師派遣事業
- (6) 出版・講演事業
- (7) 調査研究事業
- (8) 災害対応訓練に関連するデータ提供・解析事業
- (9) その他上記に付随する事業

第5条 (公告の方法)

本法人の公告は、官報に掲載してする。

第6条 (法令遵守)

本法人の法令遵守に関する事項については、法令、本規約及び理事会の定める法令遵守規程による。

第2章 社員

第7条 (入会)

1. 法人、個人又は団体であつて、本法人の目的に賛同して入会を希望する者は、社員総会の定める入退会等手続規程にしたがい、入会の承認を受けなければならない。
2. 会員は、本会への入会にあたって、次の各号について表明保証する。
 - (1) 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び従業員が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という）でないこと
 - (2) 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び従業員が反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力と連携しての行為又は活動に関与していないこと

第8条 (会員種別)

1. 本法人の会員は正会員及び賛助会員並びに特別会員とし、正会員は法人会員及び個人会員とする。
2. 正会員とは、本法人に入会した法人又は個人をいう。正会員は、第3章に定める社員総会に出席して議決権を行使すること、本法人が発注する災害対応訓練の受託、委員会への出席ができ、第10条に定める会費等を支払うものとする。なお、本法人が発注する災害対応訓練の受託は、社員総会の定める訓練等委託規程による。
3. 賛助会員とは、第3条に定める本法人の目的に照らし、その入会を認めることが有益であると認められる法人又は個人であつて、本法人の目的に賛助し、正会員の推薦を得て入会したものをいう。賛助会員は、第10条に定める会費等を支払うものとする。特別会員とは、第4条に定める本法人の事業を学術的な面から支え質の向上に貢献すると認められる法人及び個人並びに第3条に定める本法人の目的に賛同する地方公共団体及び業界団体等の団体のうち、正会員の推薦を得て入会したものをいう。
4. 会員種別による権利は、社員総会の定める会員規程による。

第9条 (譲渡禁止)

会員は、会員たる地位又は資格その他本法人との間の権利義務を第三者に譲渡し又は担保に供することができない。

第10条 (会費等)

会員は、社員総会の定める会費規程にしたがい、会費その他必要な経費（以下「会費等」という。）を支払うものとする。

第11条（退会）

会員は、原則として、社員総会の定める入退会等手続規程にしたがい、いつでも退会することができる。

第12条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合において当該会員を除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議によって該当会員を除名することができる。なお、除名の手続きは社員総会の定める入退会等手続規程による。

- (1) 本規約、本法人が定める規程若しくは会員としての義務に違反し、又は、本法人の目的に反する行為をした場合
- (2) 不当に本法人又は他の会員の名誉若しくは信用を毀損した場合
- (3) 違法行為に関与し又は本法人の権利を侵害し、その結果本法人に重大な損害を与えた場合
- (4) 監督官庁より営業の取消の処分を受けた場合
- (5) 本法人からの連絡に対する応答が2ヶ月以上ない場合
- (6) 合併、会社分割、事業譲渡、発行済株式の過半数を有する株主の異動等により本法人の活動目的達成に重大な支障が生じると認められる場合
- (7) その他、本法人の運営にあたって重大な支障が生じると認められる場合

第13条（会員の資格喪失）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を当然に喪失する。
 - (1) 退会したとき
 - (2) 除名されたとき
 - (3) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特別清算開始、特定調停の申立又は任意整理を開始したとき
 - (4) 解散し、又は営業を停止したとき
 - (5) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は成年被後見人若しくは被保佐人となったとき
 - (6) 1年以上、会費等を滞納したとき
 - (7) 第7条第2項に規定する表明保証に反する事実が明らかとなったとき
2. 本法人は、会員が資格を喪失した旨について、必要な場合には、公表することができる。
3. 会員は、本法人の事業年度の中でその資格を喪失した場合、本法人に対し会費等の返還を請求できない。
4. 会員は、その旨の定めがある本規則及び各規程の条項について、会員資格の喪失後もその適用を受ける。

第3章 社員総会

第14条（構成）

1. 社員総会は、正会員をもって構成する。
2. この章において、正会員とは、社員総会の定める社員総会規程に定める日において正会員であるものをいう。

第15条（権限）

社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 第12条に規定する会員の除名
- (2) 第26条第1項に規定する理事及び監事の選任
- (3) 第29条第1項に規定する理事及び監事の解任
- (4) 第30条に規定する理事及び監事の報酬等の決定
- (5) 第31条第1項に規定する理事の責任の免除
- (6) 第31条第2項に規定する理事の責任を限定する旨の契約の承認
- (7) 第45条第1項に規定する、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (8) 第47条に規定する規約の変更
- (9) 第48条第1項に規定する本法人の解散
- (10) 第49条に規定する残余財産の処分
- (11) その他社員総会で決議するものとしてこの規約で定める事項

第16条（種類及び開催）

1. 社員総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。
2. 定期総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会によって決議されたとき
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 第17条第2項の招集の請求があったとき

第17条（招集）

1. 社員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。この場合、理事会により次に掲げる事項を定め、正会員に対し、社員総会の2週間前までに、同じ事項を示した通知を発しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 社員総会の目的である事項
 - (3) 第21条第1項の方法により議決権を行使する場合における権利行使の期限
2. 前項の規定にかかわらず、議決権を持つ正会員の10分の1以上が希望する場合には、正会員は理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる（以下「招集請求」という。）。招集請求を受けた日から6週間以内に前項の規定による招集がなされないときは、招集請求をした者は、自ら社員総会を招集することができる。
 3. その他社員総会の招集手続については、社員総会の定める社員総会規程による。

第18条（議長）

社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。

第19条（議決権）

社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第20条（決議）

1. 社員総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。この場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員の議決権の3分の1を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の3分の2をもって決する。
 - (1) 第12条（除名）の決議
 - (2) 第29条第1項（役員解任）の決議
 - (3) 第31条第1項（責任免除）又は第2項（責任限定契約の承認）の決議
 - (4) 第47条（規約の変更）の決議
3. 前2項の規定にかかわらず、第48条（解散）の社員総会の決議は、総正会員の過半数の議決権を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の3分の2をもって決する。

第21条（書面等決議及び代理行使）

1. 正会員は、社員総会の定める社員総会規程にしたがい、書面若しくは電磁的方法により、議決権を行使することができる。
2. 正会員は、社員総会の定める社員総会規程にしたがい、自己の役員若しくは従業員又は他の正会員のうち1名を代理人と定め、同代理人によってその議決権を行使することができる。

第22条（決議及び報告の省略）

1. 正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
2. 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

第23条（議事録）

1. 社員総会の議事については、社員総会の定める社員総会規程にしたがい、議事録を作成し、保管する。
2. 会員は、総会の定める社員総会規程にしたがい、前項の議事録を閲覧することができる。

第4章 社員総会以外の機関

第24条（役員）

1. 当法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち、1名を代表理事とする。

第25条（社員総会以外の機関）

1. 本法人には、理事会及び事務局を置く。
2. 本法人は、必要に応じて委員会及び会議を置く。

第26条（役員を選任等）

1. 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
2. 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。
3. 専務理事は、理事長の任命によって選定する。
4. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

第27条（役員職務・権限）

1. 理事は、理事会を構成し、本定款に定めるところにより本の業務執行の決定に参画する。
2. 理事長は、本法人を代表し、その業務を執行する。
3. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
4. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第28条（役員任期）

1. 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。
2. 前項の任期満了前に理事及び監事が辞任し又は解任された場合、同理事及び監事の後任として選任された理事及び監事の任期は、辞任し又は解任された理事及び監事の任期が満了すべき時までとする。
3. 理事長若しくは理事及び監事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事長若しくは理事及び監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事長若しくは理事及び監事としての権利義務を有する。

第29条（役員解任等）

1. 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
2. 理事長は、理事会の決議により解職することができる。

第30条（役員報酬等）

理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第31条（責任の減免）

1. 本法人は、理事が任務を怠ったことによる損害賠償責任（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条、若しくは会社法第423条の規定の類推、準用若しくは法意の援用にもとづく責任を含む。以下同様である。）の全部又は一部を、社員総会の決議により、免除することができる。
2. 本法人は、理事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を定める旨の契約を締結することができる。この場合、同契約について、あらかじめ社員総会の承認を得なければならない。

第5章 理事会

第32条（構成）

本法人に設置する理事会は、すべての理事をもって構成する。

第33条（権限）

1. 理事会は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 次に掲げるものその他本法人の業務執行の決定
 - (ア) 第2条第2項に規定する従たる事務所の設置、変更、廃止
 - (イ) 第17条第1項に規定する社員総会の招集
 - (ウ) 第42条第1項に規定する委員会及び会議の設置又は廃止
 - (エ) 第44条に規定する事業計画及び収支予算を社員総会に付議すること
 - (オ) 第45条に規定する事業報告を社員総会に付議すること
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 理事長の選定及び解職
2. 理事会は、必要に応じて、本法人の活動目的のため有識者からなるアドバイザー、オブザーバー又は講演者を招聘し、意見を求めることができる。
3. 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

第34条（種類及び開催）

理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

1. 通常理事会は、年に2回開催する。
2. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって理事長に招集の請求があったとき
 - (2) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられないとき

第35条（招集）

1. 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
2. 前項の規定にかかわらず、前条第2項第2号による場合は同条項第1号の請求を行った理事が、理事会を招集する。
3. 理事長は、前条第2項第1号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集し

なければならない。

4. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事に対して通知しなければならない。
5. 前項の規定にかかわらず、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第36条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

第37条（定足数）

理事会の決議は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

第38条（決議）

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数をもって行う。この場合において、可否同数の時は、議長の決するところによる。なお、決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

第39条（決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第40条（議事録）

理事会の議事については、議事録を作成し、保管するとともに、すべての理事に対し通知しなければならない。

第6章 事務局

第41条（事務局）

次に掲げる本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- (1) 本法人の活動企画及びその実施に関連する支援業務
- (2) 本法人の運営事務支援業務
- (3) 本法人の会計事務支援業務

- (4) 上記に付随して必要となる業務

第7章 委員会及び会議

第42条（委員会及び会議）

1. 委員会及び会議は、理事会の決議により設置又は廃止する。
2. 委員会及び会議には、理事会の決議により、委員長及び議長各1名を置く。
3. その他委員会及び会議に関する事項は、理事会の定める委員会及び会議運営規程による。

第8章 計算

第43条（事業年度）

本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第44条（事業計画及び収支予算）

1. 本法人の事業計画については、毎事業年度の開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 本法人の収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、監事の監査を経たうえで、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
3. 前項の収支予算がやむを得ない理由により事業年度の開始日の前日までに成立しない場合には、理事長は、予算成立の日まで、前年度の予算に準じた支出をすることができる。この場合において、理事長は、支出報告を作成しなければならない。
4. 理事長は、第1項の事業計画、第2項の収支予算及び前項の支出報告を、第16条第2項の定期総会において、報告するものとする。

第45条（事業報告及び決算）

1. 本法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の書類を主たる事務所に5年間据え置くとともに、本規約を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第46条（基金の扱い等）

1. 本法人は、基金（第4条に定める本法人の事業の全部又は一部に用いる目的で、本法人が特定人から拠出を受ける、第10条に定める会費等以外の金銭その他経済的利益をいう。）の拠出を受けることができる。
2. 前項の規定により本法人が拠出を受けた基金は、本法人が解散するまで返還しない。
3. 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

第47条（規約の変更）

この定款は、社員総会の決議により、変更することができる。

第48条（解散）

1. 以下の事由のいずれかが発生した場合、本法人は、総会の決議により、解散することができるものとする。
 - (1) 本法人の活動目的にかかわる法令の変更又は裁判所、政府又は地方自治体の法令解釈、政策の変更、公権力による命令・処分により、本法人の主要な活動が違法若しくは不適切と判断される可能性が高くなった場合
 - (2) その他本法人の運営、継続又は本法人の目的達成が事実上困難になった場合
2. 前項により本法人が解散した場合、社員総会の決議において定めた解散日をもって会員は退会したものとみなされるものとする。
3. 本法人が解散されたことに関し、理事、理事会及び事務局は会員に対し、一切の責任を負わないものとする。

第49条（残余財産の帰属）

本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、本法人と類

似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。